

新産業創出に向けた企業立地支援補助金

東京都「新産業創出に向けた企業立地支援補助金」は、波及効果の高い産業を対象に、①革新的な研究開発拠点、②経済安全保障に資する生産拠点を都内に整備する取組を行う企業等に対し、その経費を補助することで、今後の日本を牽引する新たな産業の創出を進めていくことを目的としています。

事業説明会の
参加登録は
こちら



補助限度額

	研究開発拠点		生産拠点
	一棟建て	フロア貸し	
補助限度額	50億円	10億円	50億円
補助率	2分の1	2分の1	3分の1

補助要件

- 次の投資額以上であること。
(投資額:補助対象経費(税抜)のうち、建物費、機械装置費、ソフトウェア費を合計した額)
 - 研究開発拠点(一棟建て)：投資額10億円以上
 - 研究開発拠点(フロア貸し)：投資額3億円以上
 - 生産拠点：投資額20億円以上
- 東京都内に研究開発拠点又は生産拠点を整備するための物件を保有又は賃借している(予定である)こと。
- 公募要領に示す募集・審査を通じて、補助事業者として選定された企業等であること。
- 原則として、補助事業の完了した日の属する年度の終了した日から起算して5年以上、操業を継続すること。

スケジュール

令和8年
6月8日

公募開始

6月17日、
6月23日

説明会

7月15日

公募締切

7月中旬～
8月中旬

書面審査

8月下旬頃

プレゼン
テーション
審査

9月上旬頃

採択通知

新産業創出に向けた企業立地支援補助金 運営事務局 (運営受託者:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

MAIL : shinsangyo-ricchishien@murc.jp

TEL : 03-6228-1430

補助対象経費

- 補助金の補助対象経費は以下のとおりです。

経費区分	内容
建物費	補助事業遂行のために使用される研究施設、事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修に要する経費(単価100万円(税抜き)以上のものに限る。)
機械装置費	(1)補助事業遂行のために使用される機械装置、工具・器具(測定工具・検査工具等)の購入、製作、借用(リース)に要する経費(単価100万円(税抜き)以上のものに限る。) (2) 1と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費
ソフトウェア費	(1)補助事業遂行のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費(単価100万円(税抜き)以上のものに限る。) (2) 1と一体で行う、改良・修繕に要する経費
外注費	補助事業遂行のために必要な開発や設計、検査等を外注(請負・委託)する場合の経費
専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費
産業財産権出願・導入費	補助事業遂行のために必要な次に掲げる経費 (1)開発した製品等の特許・実用新案・意匠・商標の出願に要する経費 (2)出願・登録・公告され存続している、特許・実用新案・意匠・商標を他事業者から譲渡又は実施許諾(ライセンス料を含む。)を受けるために要する経費
人件費	(1)人材採用費 補助事業遂行のための人材の採用に必要な次に掲げる経費 ①求人情報掲載料 ②仲介手数料 ※有料職業紹介事業者に支払う経費の場合、職業安定法第30条第1項に定める有料職業紹介事業者への支払であること (2)直接人件費 補助事業遂行のための常時雇用する社員として新たに採用した者に支払う基本給 ※「人件費」の補助限度額は、全体の交付申請額の20%以下とします。 ※「人件費」及び「不動産賃借料・光熱水費」の補助金交付申請額の合計額は、全体の交付申請額の50%未満とします。 ※補助対象時間数は、1人につき1日8時間、年間1,800時間を限度とする。ただし、フレックスタイム制等により労使協定において総労働時間を定める場合の補助対象時間数は、1人につき1日8時間によらず、当該総労働時間かつ年間1,800時間を限度とする。 ※各従業者の当月補助対象経費算定額(時間給×当月従事時間)が当月給与支給総額を超える場合は、当月給与総支給額を上限とする。
不動産賃借料・光熱水費	補助事業遂行のための施設等の賃借に係る費用(礼金、仲介手数料、入会金等を除く。) (1)本事業の遂行に必要な事務所、施設等を新たに借りる場合に要する経費 (2)本事業の実施に直接使用する設備、装置等に要した光熱水費 ※(再掲)「人件費」及び「不動産賃借料・光熱水費」の補助金交付申請額の合計額は、全体の交付申請額の50%未満とします。 ※本事業の実施に直接必要な設備、装置などに専用のメーターが装備されているなど、算出根拠が明確な場合に限る。(光熱水費)

補助対象期間

- 補助事業者の選定後、補助事業者が提出した「新産業創出に向けた企業立地支援補助金交付要綱」に定める補助事業計画書の承認日から2年間を本補助金の補助対象期間とします。
- 補助事業者は、やむを得ない理由により、補助事業を補助対象期間内に完了することができない場合には、補助対象期間を延長(最大1年以内)することができます。ただし、事前に知事の承認を受ける必要があります。